

目次

はじめに

第1章 大綱の策定について

- 1 大綱の位置付け . . . 1
- 2 関連計画等との整理 . . . 1
- 3 大綱の構成 . . . 2
- 4 大綱の計画期間 . . . 2

第2章 三笠市における教育の現状・課題とめざす姿

- 1 三笠市教育の現状と課題 . . . 2
- 2 三笠市教育のめざす姿 . . . 4

第3章 基本方針

I 学校教育

1 次代を担う子どもたちが自らの夢に挑戦し社会で生き抜く力を育む

- 施策項目 1 幼児教育の推進 . . . 5
- 施策項目 2 確かな学力を育成する教育の推進 . . . 6
- 施策項目 3 健やかな身体を育成する教育の推進 . . . 6
- 施策項目 4 豊かな心を育成する教育やいじめ問題等 . . . 7
への取組の充実
- 施策項目 5 家庭・学校・地域全体で子どもたちの生 . . . 7
きる力を育む特色ある教育施策の推進
- 施策項目 6 安全・安心な学校給食の推進 . . . 8
- 施策項目 7 特別支援教育の充実 . . . 8
- 施策項目 8 I C Tを活用した教育の推進 . . . 8

2 自らの道を切り拓く人を育む市立高校の振興

施策項目 9 食のスペシャリスト養成の推進 . . . 9

3 学校教育環境の充実

施策項目 10 学校環境・施設・設備等の整備・充 . . 10

II 社会教育

4 楽しく学びあい、新しい時代を拓く生涯学習の推進

施策項目 11 生涯学習の推進 . . 10

5 芸術文化・スポーツの振興

施策項目 12 文化芸術活動の振興 . . 11

施策項目 13 博物館の振興 . . 12

施策項目 14 スポーツ・レクリエーションの充実 . . 12

第1章 大綱の策定について

1 大綱の位置付け

大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という。）第1条の3第1項に規定されるものです。

また、この大綱は、教育に関する基本的な計画として策定するもので、教育基本法第17条第2項に基づく本市の「教育振興基本計画」としても位置付けるものです。

2 関連計画等との整理

(1)本市では、平成24年4月に第8次三笠市総合計画を策定し、地方教育行政法の規定に先んじて、教育の基本的方向を掲げていることから大綱は、この第8次三笠市総合計画が定める基本目標「人が育つまち三笠」に基づき策定する特定分野別計画として策定するものです。また、平成27年10月に作成した、三笠市まち・ひと・しごと創生総合戦略が目指す基本的方向性を一致させ、策定するものとします。

大綱の策定期間は、平成27年度から令和元年度までの5年間と定めたとありますが、第8次三笠市総合計画及び三笠市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間と整合性を図るため、計画期間を令和3年度まで2年間延長するものとします。

なお、第8次三笠市総合計画の中間見直しや、三笠市まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直し等を加味し大綱を策定します。

(2) 国、道の関連計画

国及び北海道において策定済みの以下の計画も参酌し策定するものとします。

- ・ 国の第3期教育振興基本計画 （平成30年度～令和4年度）
- ・ 北海道教育推進計画 （平成30年度～令和4年度）

3 大綱の構成

(1)大綱は、「第1章 大綱の策定について」、「第2章 三笠市教育の現状・課題とめざす姿」、「第3章 基本方針」の3つで構成しています。

(2)このうち第3章では、基本方針として「次代を担う子どもたちが自らの夢に挑戦し社会で生き抜く力を育む」、「自らの道を切り拓く人を育む市立高校の振興」、「学校教育環境の充実」、「楽しく学びあい新しい時代を拓く生涯学習の推進」、「文化芸術・スポーツの振興」の5項目を柱とした上で、14の施策項目について取り組むべき方向性を示しています。

(3)大綱は、「三笠市総合教育会議」（市長と教育委員会で構成）において協議された上で策定します。

また、「三笠市教育行政執行方針」により教育大綱の実現を目指していくこととします。

4 大綱の計画期間

平成27年度から令和3年度までの7年間とします。

第2章 三笠市教育の現状・課題とめざす姿

1 三笠市教育の現状と課題

(1)学校教育

昭和36年に開園した市内唯一の私立幼稚園が令和元年度末を以って閉園となり、59年の歴史に幕を閉じることとなります。令和2年4月からは、新たな学校法人による幼保連携型認定こども園が開園し、三笠市の幼児教育が転換期を迎えますが、転園に不安を感じる在園児も少なくなく、不安解消に向けて一定の支援が求められます。

グローバル化や情報通信技術の一層の進展により、IoTやビッグデータ、ロボット、AI等が新たな価値やサービスを生み出し、人々に豊かさをもたらすSociety5.0の時代が到来しようとしています。

子どもたちは将来、暮らしや働き方も大きく変わり、今は存在しない職業

に就くといった予測できない変化の時代を経験することになります。

本市の小・中学生の学力は、全国学力・学習状況調査の結果によると、一部の学校については、全道・全国の平均正答率を上回っているものの、市内全体では、平均正答率が多く教科で全道・全国を下回っているほか、正答数の少ない児童生徒の割合が全道・全国より高い状況にあります。

また、児童生徒質問紙においては、全道・全国と比較して、家庭における学習時間が短い、自己肯定感が低いなどの傾向にあり、家庭・学校・地域全体で、豊かな心、健やかな体、生きる力を育む教育施策の推進が求められます。

一方、市立三笠高等学校については、平成24年度に道内唯一の公立の食物調理科として開校以来、全道各地から入学希望者が集まり、食のスペシャリストを目指す生徒の真剣な姿勢は、市民からも高く評価されており、平成30年にオープンした研修施設「三笠高校生レストラン」でさらに研鑽を深め、自らの夢に向かって道を切り拓く人材を育てています。

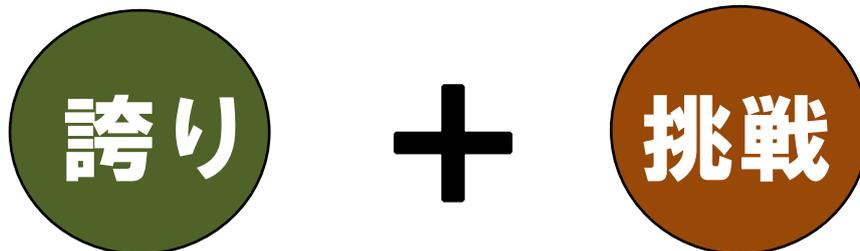
引き続き、市立三笠高等学校が本校を目指す子どもたちにとって魅力ある高校となるよう不断の努力が必要です。

子どもたちの知識の理解の質を高め、確かな学力を育むためには、社会の変化を前向きに受け止め、主体的に向き合い・関わり合い、自らの可能性を發揮し、夢に挑戦する子どもを育む学校教育の実現が必要です。

(2) 社会教育

本市では、全国を上回るスピードで少子高齢化が進んでおりますが、年代や職業、障がいの有無を問わず、一人ひとりが生涯にわたる生きがいや趣味をもって、それぞれの能力や可能性を高めることはもとより、変化に対応できる知識や技能を身に付け、夢や希望を持って健やかに暮らすため、社会教育推進の基本目標として設定した「楽しく学びあい新しい時代を拓く生涯学習の推進と心豊かな人づくり（三笠市社会教育中期計画（平成29年度から令和3年度）」を目指し、人々の一生の営みを豊かにする社会教育活動や文化・スポーツ活動等の生涯教育の振興、地域の課題解決や様々な地域活動等に参画していく社会教育の実現が必要です。

2 三笠市教育のめざす姿



人が育つまち三笠

家庭・学校・地域社会が一体となって、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を基礎とする子どもたちの「自らの夢に挑戦し社会で生き抜く力（以下「生きる力」という。）を育むとともに、地域の歴史や文化、まちづくりなどへの関心を深め、地域を知ることによって三笠で生きることにより誇りをもち、三笠の未来を考え、郷土愛を育む学校教育を進めます。

子どもたちが、本市で育んだ「生きる力」を様々な分野や土地で活かし再び地元に向けた時に子どもたちの将来の生き方や夢が三笠の発展とリンクし、子どもたちの資質や能力を三笠で花開かせることができるような機運を醸成します。

また、市民の誰もが、あらゆる機会、あらゆる場所で学び続けることのできる社会を実現するため、新しい時代を拓く生涯学習の推進と心豊かな人づくりを目指します。

第3章 基本方針

I 学校教育

1 次代を担う子どもたちが自らの夢に挑戦し社会で生き抜く力を育む

子どもたちの知識に対する興味関心と理解の質を高め、確かな学力を育むためには、社会の変化を前向きに受け止め、主体的に向き合い・関わり合い、自らの可能性を発揮し、夢に挑戦する子どもを育む学校教育の実現が必要です。

そのため、各学校において、児童生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えを基に想像したりすることに向かう過程を重視した学習として、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するとともに、各種の調査結果を踏まえた継続的な検証改善サイクルなどカリキュラム・マネジメントの確立を促進します。

さらに、家庭・学校・地域が総がかりで子どもを育てる環境を築くため地域の様々な機関との連携強化に努めます。

[施策項目 1] 幼児教育の推進

令和元年度末で閉園となる市内唯一の私立幼稚園を引き継ぎ、令和2年度から新たに本市の幼児教育を担うこととなった幼保連携型認定こども園が、4月に開園することから、私立幼稚園から転園する幼児がスムーズに移行できるよう必要な支援を継続するとともに、園の安定運営に向けて助言・協力等を図ります。

子育て家庭への支援策として、幼稚園副食費助成事業を実施し、子育てしやすい環境の充実を図るとともに、保護者の負担軽減になる支援を進めます。

[施策項目2] 確かな学力を育成する教育の推進

すべての子どもたちに、自らの夢に挑戦し社会で生き抜く学力を身に付けさせ、全国学力・学習状況調査における全科目平均正答率を全道・全国水準に高めることを目標に、学力向上に向けた事業を推進します。

具体策として、小中学校4校の教員で構成する学力向上プロジェクトチーム会議を発足し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた「授業改善」と「家庭学習の充実」による学力向上を目指し、実効性ある取り組みを進めます。

学習内容を理解し、問題を読み解く力は学力と密接に関係することから読解力と語彙力をしっかりと身に付けさせる取り組みを教育研究所と連携し、推進します。

日々の授業の復習や定期考査の得点力アップ、目標とする高校への入学を実現するための支援策として、学力向上未来塾推進事業を実施し、学力向上を図ります。

子どもたちの土曜日における充実した学習機会を提供するため、三笠市の特色を踏まえながら、楽しく幅広い学習としての土曜学習を実施いたします。

[施策項目3] 健やかな体を育成する教育の推進

心身の健康の保持増進や体力・運動能力の向上といった「健やかな体」を育む教育を進めるとともに、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果が、全国平均を上回ることを目指します。

子どものむし歯予防において高い効果が認められているフッ化物洗口事業を、全小学校で実施し、子どもたちの歯の健康を守ります。

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校現場における食育教育を推進し、地域の自然や文化、産業等に理解を深め、食への感謝の念を育みます。

【施策項目4】 豊かな心を育成する教育やいじめ問題等への取組の充実

豊かな情操や規範意識、自分の生命を大事にする自尊感情を育むとともに、他者の痛みを理解し、思いやることのできる心の育成など、豊かな人間性と社会性を養う道徳教育を子どもたちの発達段階に応じて進めます。

子どもたちの心と体に痛みや苦しみをもたらすいじめは、子どもたちが人間として尊重され成長する権利を著しく侵害するものです。

三笠市いじめ防止基本方針に基づき、いじめは絶対に許さない集団づくり、学校づくりを推進するとともに、学校の内外を問わず家庭・学校・地域・行政その他すべての関係者が、相互に連携協力し、子どもたちの自己有用感や自己肯定感を育成するなど、すべての子どもたちが安心して生活し学ぶことができる環境づくりを進めます。

さらに、いじめの早期発見と未然防止に努めるため、これまで同様スクールカウンセラーによる巡回相談を実施し、安心して相談できる環境整備を図り、子どもたちの心のケアに努めるとともに、「いじめに関する研修会」を開催し、家庭・学校・地域が一体となっていじめに対する理解を深めます。

【施策項目5】 家庭・学校・地域全体で子どもたちの生きる力を育む特色ある教育施策の推進

市内全小中学校において実践している小中一貫コミュニティ・スクールを推進し、家庭・学校・地域全体で子どもたちを守り育てる教育環境の充実を図ります。

幼児から小学校までの親子を対象とした英語教室を開催し、外国語への興味関心を高め、コミュニケーション能力の向上を図ります。小学校児童の保護者が負担する教育費を軽減し、家庭生活環境の向上と安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを支援するため、小学校給食費の実質無料化を継続します。

小中学校の防災教育教材を作成し、自らの命は自ら守るという防災意識の向上を図ります。

三笠小学校スクールバンド及び三笠中学校吹奏楽部の演奏技術の向上を図るため、札幌交響楽団所属の演奏者を招致し指導を行ないます。

教育研究所を継続設置し、本市が抱える教育諸課題に対する調査・研究を進め、特色ある教育施策の実現を図ります。

〔施策項目6〕 安全・安心な学校給食の推進

地元食材を積極的に活用する地産地消の推進を図るとともに、安全な食材の確保に資するため、学校給食費の適正化に努めます。

学校給食センターの調理機器等について、計画的な更新を図り、安全・安心な学校給食を提供します。

〔施策項目7〕 特別支援教育の充実

障がいがあったり、集団生活や学習に困り感のある子どもに対して必要な支援を行うため、各学校の実態に見合った学習支援員を配置します。

〔施策項目8〕 ICTを活用した教育の推進

情報モラルを含む情報活用能力が、学習の基盤となる資質・能力として身に付けることができるよう、発達段階に応じてICTを活用した教育を推進します。また、コンピュータ等を操作し、自分が意図する活動を実現するために論理的に思考を組み立てるプログラミング教育を推進します。そのための教具・教材やICT関連設備の整備の充実について国と連携を図ります。

※ICT（情報通信技術）とは・・・情報や通信に関連する科学技術の総称

2 自らの道を切り拓く人を育む市立高校の振興

平成24年4月に、道内唯一の公立の食物調理科として開校した市立三笠高等学校は、「愛され続ける学校づくり」を学校経営方針として掲げ、食物調理科の特色を活かした教育活動を展開し、卒業後には多様化する社会に対応できる力を持った人材や地域に貢献できる人材を育成します。

〔施策項目9〕 食のスペシャリスト養成の推進

物事の本質を的確に見極め、身に付けた知識と技術を活かし、食のスペシャリストとして、自らの手で道を切り拓く力を育成します。

調理師コースにおいては、確かな知識と技術を備えた社会に必要とされる調理師を養成します。

製菓コースにおいては、センスを磨き上げ、確かな技術を持つ製菓衛生師を養成します。

就学にかかる保護者の経済的負担を軽減し、生徒の安定的な確保を図るため、就学にかかる経費の一部軽減事業を実施します。

市内出身者の人材確保を図り、将来の地域振興に繋げるため、市内中学校生徒の入学を促進する指定校推薦入学枠を設定します。

高校生レストランでの研修を通して、食に関する高度な専門的知識と技術のほか接客や経営力などを学ぶことにより、社会で活躍できる人材育成を図ります。

キッチンスタジアムにおいて各種料理教室のほか、料理コンクールなどを開催し、食による地域活性化や交流人口の増加に努めます。

3 学校教育環境の充実

学校施設整備については、修繕や整備を要する校舎を改修するほか経年劣化が著しい備品などを整備し、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境の充実に努めます。

[施策項目 10] 学校環境・施設・設備等の整備・充実

学校統合にともない遠距離通学となった子どもたちの通学手段を確保するため、スクールバスの運行及び定期券料金を補助するとともに、防犯カメラを継続設置するほか、昨今の予期せぬ事件・事故を未然に防ぐために通学路安全推進会議を設置し、関係機関が連携して通学路の合同点検等を実施するなど、安全・安心な通学環境づくりに努めます。

子どもたちが日常生活の中で抱える悩み、暴力行為、虐待、不登校、貧困等の未然防止と早期対応を図るため、学校の実態に応じて北海道スクールソーシャルワーカー活用事業による専門職員を派遣します。

II 社会教育

4 楽しく学びあい、新しい時代を拓く生涯学習の推進

社会教育は生涯学習社会の中核として、地域全体に関わるさまざまな学習課題を解決するため、広い視点に立って社会教育の持つ機能を総合的に発揮していく必要があります。

本市は、平成29年度に策定した「社会教育中期計画」に基づき、家庭・学校・地域が連携しながら子どもを育む教育環境づくりの推進や地域の活性化に寄与する生涯学習活動の機会の充実、学びの成果を生かす機会の提供など、新しい時代を拓く生涯学習の推進と心豊かな人づくりを目指します。

[施策項目 11] 生涯学習の推進

本市の生涯学習は、人の成長段階に合わせた教育支援事業を設けます。

はじめに子どもの事業として、地域の自然や特性を活かした体験学習などを行っている三笠市地域子ども会育成連絡協議会の諸活動への参加を促し、自主的に行動できる子どもたちを育成します。

次に子どもを育てる親となったときの事業として、親も子育てを通じ、ともに成長してもらうため、乳幼児健診時における絵本などの読み聞かせと乳児

に絵本を贈るブックスタート事業を実施するなど、家庭教育に必要な知識や情報を子育て家庭に提供し、子育てを支援します。

成人教育については、新しい時代に対応できる知識と教養を高めるために、公民館講座など、誰もが気軽に参加できる学習機会を提供します。

そして、高齢者教育については、高齢者が健康で生きがいのある充実した生活を支援するための学習活動の場として、ことぶき大学を開催し、高齢者の社会参加の促進を図ります。

図書館については、市民の読書活動を支援するとともに、地域の情報拠点としての役割を担う大切な施設であります。子どもへの読書案内やかるがも会などの図書館まつり実施事業を実施するとともに、引き続き小中学校へ図書貸し出しを行い、子どもたちの読書週間の定着を促進します。

5 文化芸術・スポーツの振興

「三笠市民文化芸術振興条例」に基づき、三笠らしさを演出する文化芸術活動を推進するため、市民に参加の機会を提供し、文化芸術に対する意識の高揚を図ります。

また、健康で生きがいのある豊かな人生を過ごすためのスポーツ活動を推進するとともに、生涯スポーツを支える環境づくりを行います。

【施策項目 1 2】 文化芸術活動の振興

文化芸術活動については、市民の一人ひとりがさまざまな文化芸術に触れ、潤いと豊かさを享受できるとともに、各団体等の活動発表の場を創出するため、市民文化祭の開催に向けた活動を支援します。

歴史文化については、長い歴史と風土の中で継承され、育まれてきた貴重な財産であります。

これらの文化遺産を大切に保存・展示するとともに、郷土芸能団体の活動を後世に継承していくために、団体と連携しながら、郷土芸能の魅力や継承の意

義等をPRしながら後継者の育成を支援していきます。

北海道遺産である三笠北海盆おどりについては、地域に根ざした文化振興と地域づくりの重要施策として、まちの活性化を図るため、市民・企業・団体などと連携し、魅力のある格調高い盆踊りとなるよう事業の拡充を図るとともに、北海盆唄全国大会についても、北海盆唄発祥の地として、歴史的文化遺産の継承・発展を図ります。

また、地元出身者等の絵画などを展示する文化芸術振興促進施設を開設し、市民が広く文化芸術に触れる機会の拡充を図るとともに、高校生レストランの集客力を活かした一体的な取り組みにより、更なる交流人口の増加に努めます。

【施策項目13】 博物館の振興

日本一の収蔵量を誇るアンモナイト化石など、古生物を活かした学術研究の充実・発展と地域に根ざした教育の場の提供や施設の機能を活かした事業の展開を図り、利用の拡大に努めます。

三笠ジオパークを活用して、市内の小中学校の子どもたちに、本市の自然産業、歴史などを学ぶ地域科授業を通して、ふるさとへの愛着を深め、誇りに思う心を育みます。

特別展を開催し、常設展示とは異なる目新しい標本などを展示することにより、飽きることなく楽しく学習できる機会を提供するとともに、多くの人が博物館を訪れてくれることを目指します。

市内外の多くの人々が三笠の大地の成り立ちについて、深く理解できるように、野外で化石や地層について学習する「自然観察講座」を定期的で開催します。

【施策項目14】 スポーツ・レクリエーションの充実

野球は「北海道日本ハムファイターズ」、サッカーは北海道フットボールク

ラブが運営する「コンサドーレ札幌」から指導者を招き、子どもたちがプロの高度な技術や考え方を習得するための環境づくりに取り組みます。

市民の誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康増進を図ることができる環境づくりを進めるとともに、スポーツの振興を図るため、スポーツ団体の活動を支援します。